

太子町森林整備計画変更計画書

計画期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月 31日

令和8年3月26日 変更

※本変更計画書は令和8年4月1日から有効とする。

茨 城 県
大 子 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	4
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項は除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	10
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	15
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・	23
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・	27
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	29
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	

V	その他森林の整備のために必要な事項	30
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	
(附)	参 考 資 料	33

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、茨城県の最北西部に位置し、北は福島県、西は栃木県に接しており、東西19km、南北28kmで、総面積325.76km²と県全体の約20分の1を占めている。町面積の約8割は八溝山系と阿武隈山系からなる山岳地であり、県内最高峰の八溝山をはじめとするこれら山間から流れ出る中小河川は数多く、これら各河川沿いに狭いながら耕地と集落が形成されている。この自然条件のなか、奥久慈県立自然公園の指定を受けており、日本三名瀑の一つ袋田の滝をはじめ、眺望の良い八溝山・高笹山・男体山等の山並みと自然景観に恵まれ、「奥久慈里山ヒルクライムルート」や「常陸国ロングトレイルコース」の整備も進められ、県北周遊滞在型観光コンテンツの場として親しまれている。また、本町は県内屈指の温泉郷で、大子・袋田温泉の他に町営温泉保養センター森林の温泉、月居温泉等があり、大小22旅館、ホテルがあるほか、全国植樹祭の行われた奥久慈憩いの森、町内9箇所にキャンプ場があり、その施設に合わせて付近の広葉樹林等の林内整備を総合的に行い、キャンパーや町民の憩いの場として提供している。

本町の森林面積は、25,583haであり、そのうち民有林面積20,498ha、蓄積5,846千m³であり、ha当たりの蓄積は、285m³となっている。民有林の人工林面積は、14,150haであり、人工林率69%と高い比率を占めている。また、伐期を迎える林分が多く存在することから、主伐と再造林により林齢構成の平準化を進めるほか、間伐等の保育を実施し適切な森林整備を推進することが重要となっている。

一方、本町では小規模・零細な森林所有者が大半を占める所有形態にあつて、木材価格の低迷など、林業をめぐる情勢は厳しく、林業従事者の減少や高齢化、後継者不足とも相まって、適正に管理されない森林の増加が懸念される。このような状況を踏まえ、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ、森林の有する多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林所有者・森林組合等林業経営体・町が一体となって、担い手の育成・確保や合理的・計画的な森林整備の促進に努めるとともに、建築物等への木材利用を進めていく必要がある。

このほか、花粉発生源対策を加速するため、発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する必要がある。

2 森林整備の基本方針

八溝多賀地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、大子町第7次総合計画に基づいて、林業・森林保全を推進することとし、次の(1)及び(2)のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している溪畔林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化等にも配慮する。

また、森林の有する各機能を高度に発揮するため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

さらに、森林の状況を適確に把握するためのリモートセンシング技術等の効果的な活用を図るものとする。その他、大子漆などの特用林産物の生産振興も図るものとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び森林施業の基本方策

森林の有する機能	森林施業の基本方策
<p>水源涵養機能^{かん}</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指すこととする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切に保全することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林としての施業を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効</p>

	率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。
--	--

3 森林施業の合理化に関する基本方針

八溝多賀地域森林計画で定める「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」等を踏まえ、森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を茨城県、林業経営体と共に連携して推進するとともに、林業従事者の育成・確保、高性能林業機械の導入、木材の生産・流通における効率化等を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項は除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

八溝多賀地域森林計画の「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、次のとおり定める。なお、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採、植替え等を促進する。

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	35年	12年	15年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

スギ・ヒノキを主な造林樹種とし、苗木については花粉の少ない苗木の植栽に努める。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、 クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ	

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は大子町農林課に相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000 ~ 3,500	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	
ヒノキ	密仕立	3,500 ~ 4,000	
	中仕立	3,000 ~ 3,500	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の立地条件を踏まえ、既存の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は大子町農林課と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>地拵えは、傾斜地においては「全刈り地拵え」又は「筋置き地拵え」とする。「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。「筋置き地拵え」は伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図り、平坦地または傾斜地で作業の効率化を図るため、等高線上の横筋に配列するものとし、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）及び苗木の特性に適した樹種または品種を選定し、植付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして十分乾燥に注意する。植付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植付け、また、植付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにする。また、伐採後速やかに造林を行う一貫作業やコンテナ苗の導入等による低コスト再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植付け労務の不足などの止むを得ない場合は、秋植えとする。ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。ただし、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スタジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ 等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全樹種	1ha 当たり 10,000 本以上

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を成立させることとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、立地条件、前生樹種、発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業又は植栽を実施するものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うに当たっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

天然更新完了基準

伐採跡地の天然更新の完了は、次の項目をすべて満たした場合とする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha 当たり 3, 0 0 0 本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

※この表は、茨城県天然更新完了基準の一部である。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

八溝多賀地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当無し	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	15～25	20～35	25～40	—	平均樹高約 11m、平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し、本数間伐率約 20～25%程度で3回実施する。主伐時本数は約 1,200～1,500 本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回、標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	15～25	20～30	30～40	40～55	平均樹高約 11m、平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し、成長初期の肥大成長を抑えるよう弱度の間伐（本数間伐率約 20～25%）で密度を保ち、2回目以降 30～35%程度で林木を疎立させる。主伐時本数は約 600～700 本程度となる。	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回、標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。
	良質材生産	15～30	20～35	—	—	10.5cm 角以上で長さ 3m 以上の無節芯持柱材を生産目標とし、樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし、平均樹高約 11m、平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し、本数間伐率約 25～30%を保つ。主伐時本数は	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回、標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。

						約 2,000 本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	20～30	25～40	35～50	—	平均樹高約 11m、平均胸高直径約 15cm で初回間伐を実施し、本数間伐率約 30～35%を保てるように 3 回間伐を実施する。主伐時本数は約 700～800 本程度となる。	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回、標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。

2 保育の種類別の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「保育の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1	1															
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1															
つる切り	スギ							1			1												
	ヒノキ							1			1												
除伐	スギ								1			1											
	ヒノキ								1			1											
枝打ち	スギ					1				1			1			1			1				
	ヒノキ						1				1			1			1			1		1	

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	雑草木類の繁茂状況及び林木の生育状況に応じて造林後、毎年1回以上行う。下刈りの終期は、概ね7年生とし、林木の生育状況、雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとする。	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じて行う。	
除伐	除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。	
枝打ち	経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。	

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表-1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を表-2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹			種	
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	50年	55年	45年	22年	25年

(2) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、天然地形界等を区画して定めるものとする。

ア 区域の設定

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等を表-1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については表－2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	80 年	90 年	70 年	24 年	30 年

※おおむね、表中の林齢を下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として表－1により定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林が過半を占める林班又は林地生産力が高い林班を「特に効率的な施業が可能な森林」として表－1により定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

表-1

区 分	森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～45、53～94、97～107、109～110、121～130、134～163、168～180、182、190～198、207、210～211、227～228、241、276、280～295、300、305～308、311、326～338、340～351、353～357、360～368、379～381、391～423	13,623.17
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	40～42、72、189、327～329、337	518.70
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～39、43～188、190～326、330～336、338～423	20,090.53
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	1～24、26～37、43～167、169、170、172、174、179、181、183、185、186、190～202、204～208、211、217～219、222、229～231、244～249、254、256、267、269、271、273、275、279、286、296、302、304、305、307～310、319、322、325、326、332～334、336、341、343、347、348、350、351、353～356、358、359、361～364、367～379、381～423	15,648.57

表-2

施業の方法	森林の区域（林班）	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1～45、53～94、97～107、109～110、121～130、134～163、168～180、182、190～198、207、210～211、227～228、241、276、280～295、300、305～308、311、326～338、340～351、353～357、360～368、379～381、391～423	13,623.17
長伐期施業を推進すべき森林	40～42、72、189、327～329、337	518.70
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当無し
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当無し
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当無し	

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合を含めた林業経営体に対して、航空レーザ測量等により茨城県が整備した森林資源情報について活用が図られるよう助言を行うことなどにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に、不在町森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在町を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業経営体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

特になし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、施業実施協定の参加を働き掛けるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進にあたっては林業経営体と連携することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするよう留意すること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系	25 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	15 以上	45<35> 以上	60<50> 以上
	架線系	15 以上	5<—> 以上	20<15> 以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5 以上	—	5 以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

路網の整備に当たっては、施業対象地を有機的に連結する林道・林業専用道、森林作業道の整備を促進することとし、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業をより効率的に実施するための路網に重点化して整備する。

また、森林所有者が共同利用できる作業拠点施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に努める。

イ 基幹路網の整備計画

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (km) 及び 箇所数	利用 区域 面積 (ha)	うち 前半 5カ年	対図 番号	備考
開設 後期	自動 車道		大子町 62、63 林班	左貫上 野宮線	(11.5) 1.2	739		①	
開設 後期	自動 車道		大子町 69、70 林班	八溝線	(6.6) 1.2	332		②	
開設 後期	自動 車道		大子町 90、91 林班	日輪寺 唐竹久 保線	(15.3) 1.2	1,147		③	
開設計				3 路線	(33 .4) 3.6	2,218			
拡張 前期	自動 車道 (舗装)		大子町 103、104 林班等	唐竹久 保線	(2.9) 2.9	237	○	④	
拡張 後期	自動 車道 (舗装)		大子町 62、63 林班	左貫上 野宮線	(11.5) 1.2	739		①	
拡張 後期	自動 車道 (舗装)		大子町 69、70 林班	八溝線	(1.4) 1.4	332		②	
拡張 後期	自動 車道 (舗装)		大子町 90、91 林班	日輪寺 唐竹久 保線	(15.3) 1.2	1,147		③	
舗装計				4 路線	(31.1) 6.7	2,455			
拡張 前期	自動 車道 (改良)		大子町 241、242 林班	塩ヶ沢	1	62	○	⑤	
拡張 前期	自動 車道 (改良)		大子町 38、39 林班等	袋田・ 男体・ 湯沢線	1	973	○	⑥	
改良計				2 路線	2	1,035			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者の雇用関係の明確化、安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進など就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に努める。また、農林家の後継者等が林業への関心を持ち、林業に就業する環境を整備するとともに、若手林業従事者との意見交換の実施等、林業後継者を育成・支援する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

素材生産性の向上、労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入を推進するとともに、伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効率的に実施するため、高性能林業機械を活用した作業システムの普及及び定着を推進する。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	八溝多賀流域 （緩傾斜）	チェーンソー、ハーベスタ、 プロセッサ、グラップル	ハーベスタ、プロセッサ、グ ラップル
	八溝多賀流域 （急傾斜）	チェーンソー	ハーベスタ、スイングヤーダ、 プロセッサ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の設備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当無し							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

特になし

(2) 鳥獣害の防止の方法

県境付近において、近年、ニホンジカを目撃例が増加していることから、関係機関と連携しながら、必要な措置を講じることとする。

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

八溝多賀地域森林計画の「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項」及び関係する行政政策を踏まえ、次の1～5の事項について定める。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見に努めることとし、森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながら、早期防除に努めることとする。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、広く情報を収集するとともに、監視を徹底し、地域の体制づくりを含めた適切な防除を推進する。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県及び県試験研究機関、林業経営体、森林所有者等との連携を図る。

気象災害については、雪害及び凍害等による被害を未然に防止するための指導に努めるものとし、これらから森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防止に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ノウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、山火事予防等の標識を設置し、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のため、火入れを実施する場合には、町長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とする。
造林	伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新完了するものとする。
植栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	雑草木類の繁茂状況に応じ毎年1回以上行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽」

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
黒沢北	53～86	2,591.14
黒沢南	46～52、87～117	2,215.60
佐原	121～165	1,987.30
宮川	338～369	1,469.93
大子	118～120、166、167、190～228	1,583.23
依上	370～423	1,989.64
池田・袋田	305～337	1,356.10
生瀬北	239～289	2,208.75
生瀬南	229～238、290～304	1,082.23
上下小川西	5～29	1,872.45
上下小川東	1～4、30～45、168～189	2,141.94

2 生活環境の整備に関する事項

本町の集落間を結ぶ連絡線形の基幹林道については、八溝多賀地域森林計画を踏まえて、補助事業による開設及び舗装を計画することで、広範囲な林業地域の連絡機能と生活関連基盤の道路としての役割を持たせることとする。

また、県で行っている広域林道整備事業が円滑に推進されるよう、町・森林組合・地区住民が一体となり協力体制を整えることとする。

生活環境施設の整備計画

施業の種類	位置	規模	対図番号	備考
林道	左貫、上野宮	1. 2 km	□①	左貫上野宮線
	上野宮	1. 2 km	□②	八溝線
	上野宮、中郷	1. 2 km	□③	日輪寺唐竹久保線
	計	3. 6 km		

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

公共建築物への木材利用や町産材等を利用した木造住宅の支援により建築物への地域材利用を推進するとともに、森林セラピーや八溝材利用のサウナ等の体験型コンテンツで森林・木材を利用し地域振興を図る。

また、大子漆の保存・振興のため、当該関係団体と共に大子漆の植林や保育を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林整備に関する事項

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

住宅化が進んだ市街地や各公共・民間施設付近の里山林では、補助事業等を活用して地域住民参加による里山林の整備を推進するとともに、緑の少年団事業等を通じて、小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然への興味と愛着を持たせることを図り、また、住民参加による木工品展示会及び県の林業技術センターや奥久慈憩いの森施設内の森林学習館等を利用しての林業体験教室の実施、うるし塗及び搔き講習会等を企画し実施することで、住民の森林づくりへの意義を普及・啓蒙させるとともに、森林の整備を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

特になし

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査、意向を踏まえた経営管理権の設定及び権利設定に伴う森林境界の確認、経営管理権設定後の町の森林整備事業を推進していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令による施業の制限

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。また、八溝多賀地域森林計画の「土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」を遵守するとともに、特に、事業着手前だけでなく事業中・事業後に渡り地域住民の理解を得るための取組等を徹底しなければならない。これらについては、茨城県と連携し情報の共有や指導等に当たることとする。

(2) 森林の保護及び管理

森林保護のため、林野火災予防の啓蒙普及活動の実施及び林業経営体等と連携した森林パトロールを行うとともに、森林保護標識板の設置を行い、地域への入り込み者に対して森林保護の啓蒙に努める。

参 考 資 料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総 計			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	20,073 (100)	9,780	10,293	1,853	969	884	2,119	1,091	1,028
	H27	18,053 (89.9)	8,765	9,288	1,529	788	741	1,672	888	784
	R 2	15,736 (87.1)	7,692	8,044	1,183	628	555	1,210	637	573
構成比 (%)	H22	100.0	48.72	51.28	9.23	4.83	4.40	10.56	5.44	5.12
	H27	100.0	48.55	51.45	8.47	4.36	4.10	9.26	4.92	4.34
	R 2	100.0	48.88	51.12	7.52	3.99	3.53	7.69	4.05	3.64

	年次	30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	2,415	1,256	1,159	6,325	3,374	2,951	7,347	3,082	4,265
	H27	2,160	1,148	1,012	5,383	2,808	2,575	7,286	3,122	4,164
	R 2	1,847	980	867	4,205	2,193	2,012	7,266	3,243	4,023
構成比 (%)	H22	12.03	6.26	5.77	31.51	16.81	14.70	36.60	15.35	21.25
	H27	11.96	6.36	5.61	29.82	15.55	14.26	40.36	17.29	23.07
	R 2	11.74	6.23	5.51	26.72	13.94	12.79	46.17	20.61	25.57

- (注) 1. 資料は、国勢調査とする。総計には、年齢不詳を含む。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の () 内には各年次の比率を記入する。

(2) 産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産 業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造 業		
実数 (人)	H22	9,610	1,344	185	1	1,530	2,987	—	4,992
	H27	8,855	1,181	199	3	1,383	2,714	—	4,582
	R 2	7,707	948	164	1	1,113	2,306	—	4,220
構成比 (%)	H22	100	14.0	1.9	0.01	15.9	31.1	—	51.9
	H27	100	13.3	2.2	0.03	15.6	30.6	—	51.7
	R 2	100	12.3	2.1	0.01	14.4	29.9	—	54.8

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。総数には分類不能の産業を含む。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H22	32,578	1,034	562	343	129	—	—	—	—	25,785	25,715	70	
	H27	32,576	855	462	295	98	—	—	—	—	25,932	25,871	61	
	R 2	32,576	760	430	248	82	—	—	—	—	25,568	25,507	61	
構成比 (%)		100	2.3	1.3	0.7	0.2					78.4	78.2	0.1	

- 注) 1. 資料は、農林業センサスとする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
 3. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。
 4. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

3 森林資源の現況等

(1) 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		25,583ha	100.0%	24,015ha	17,844ha	6,168ha	69%
国有林		5,084	19.9	3,726	3,696	30	72
公有林	計	1,230	4.8	1,187	985	200	80
	都道府県有林	780	3.1	744	696	47	89
	市町村有林	450	1.7	443	289	153	64
	財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林		19,267	75.3	19,102	13,163	5,938	68

- 注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画書の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書をもとに推計し記入する。
 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

(2) 私有林の齢級別面積

(令和5年12月15日現在)

齢級別 区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
私有林計	20,289.86ha	256.61ha	377.96ha	360.35ha	1,226.19ha	1,788.06ha	16,280.69ha
人工林	14,149.86	224.01	210.28	300.78	681.49	1,400.77	11,332.53
天然林	6,140.00	32.60	167.68	59.57	544.70	387.29	4,948.16
(備考) スギ57% ヒノキ11% マツ2% クヌギ2% ザツ28%							

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。
 2. 備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。

(3) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～ 5ha	999	20～ 30ha	35	100～500ha	-
5～ 10ha	282	30～ 50ha	33	500ha 以上	-
10～ 20ha	140	50～100ha	13	総 数	1,502

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

(4) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延 長	備考
基幹路網	74	138,856km	

4 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		92,800
内 訳	第 1 次 産 業	6,300
	うち 林業 (B)	900
	第 2 次 産 業	33,500
	うち 木材・木製品製造業 (C)	
第 3 次 産 業	53,000	
B + C / A		1.0%

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	35	804	7,292.77
うち木材・木製品製造業 (B)	4	29	75.39
B / A	11.4%	3.6%	1.0%

(注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

5 林業関係の就業状況

(令和5年3月現在)

区 分	組合・ 事業者数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1	22		(名称：大子町森林組合)
生 産 森 林 組 合				(名称：)
素 材 生 産 業	9	144		
製 材 業	—	—		
森 林 管 理 署	—	—		
合 計	10	166		

(注) 1. 資料は林業認定事業者ガイドブックとする。

6 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公 有 林	森林 組合	会 社	個 人	そ の 他	備 考
集 材 機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木 寄機
自 走 式 搬 器	1			1			リモコン操作によ る巻き上げ搬器
運 材 車	2			2			林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集 材用
動力枝打機							自動木登式
ト ラ ッ ク	28		1	27			主として運材用の トラック
グラップルクレ ーン							グラップル式のク レーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走 式
ス キ ッ ダ							索引式集材車両
プロセッサ、グラ ップルソー	16		4	12			枝払、玉切、集積用 自走式
ハーベスター	11			11			伐倒、枝払、玉切、 集積用自走式

フォワーダ	48		6	42			積載式集材車両
タワーヤード							タワー付き集材機

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。
3. 資料は林業認定事業者ガイドブックとする。

7 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		ナメコ	ヒラタケ
				生	乾		
生産量				1,204 kg	171 kg	51 kg	31 kg

種類	マイタケ	木炭	木酢液
生産量	641 kg	12 t	

- (注) 1. 最近1年間（茨城県特用林産関係情報収集令和4年度による）の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、を設けて記入する。

8 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況	経営管理実施権設定の有無
R3集1-1~8	北富田	6.07ha、スギ	無
R4集1-1~5	北富田	4.81ha、スギ	無
R4集2-1~3	西金	5.80ha、スギ	無
R5集1-1~4	西金	5.40 ha、スギ	無
R5集2-1~4	盛金	8.14 ha、スギ	無
R5集3-1~6	頃藤、西金	5.48 ha、スギ	無

- (注) 1. 計画作成（変更）時点の状況について記入する。